

測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る 最低制限価格の算定式の改定について

1 概要

これまで業種を問わず、測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格は、予定価格に0.6を乗じて算出していましたが、今後は、国土交通省が策定する算定基準に準拠し、以下の業種区分ごとに算出します。

No.	業種区分	最低制限価格比較価格
①	測量業務	直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.5
②	土木関係コンサルタント業務	直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.5
③	建築関係コンサルタント業務	直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
④	地質調査業務	直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.5
⑤	補償関係コンサルタント業務	直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.5

※最低制限価格比較価格の端数処理は、予定価格が

- ・1千万円以上の場合、10万円未満を切り上げた額とします。
- ・1千万円未満の場合、1万円未満を切り上げた額とします。

※最低制限価格は、最低制限価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

※測量と土木設計など、異なる積算体系が複合する業務の場合は、それぞれの業務に適用される上記算定式により算出した最低制限価格比較価格を合算した額とします。

※環境等に係る調査業務については、業務内容に応じて、測量業務又は土木関係コンサルタント業務の算定式により最低制限価格比較価格を設定します。

2 最低制限価格の公表について

最低制限価格比較価格及び最低制限価格は事後公表とします。

3 適用

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う測量・建設コンサルタント等業務から適用します。

(この件に関する問い合わせ先)
南あわじ市 総務部財政課 入札契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310